

資料 2 用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 「供用開始」とは、本施設の用に供する旨の意志を表示する行政行為をいう。
- (2) 「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。
- (3) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの（入札説明書及び設計図書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、本市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。
- (4) 「設計図書」とは、要求水準書に基づき、事業者が作成する基本設計図書及び実施設計図書、その他本施設の設計に係る一切の書類をいう。
- (5) 「施工計画書」とは、事業者が作成する本施設等の建設工事等に係る施工手順及び施工方法を記載した書類をいう。
- (6) 「完成図書」とは、事業者が作成する本施設等の竣工に係る一切の書類をいう。
- (7) 「修繕」とは、建築物等の劣化した部分若しくは部材または低下した性能若しくは機能を、原状、または実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (8) 「保守」とは、建築物等の必要とする性能、または機能を維持する目的で行う消耗部品または材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。
- (9) 「点検」とは、建築物等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常、または劣化がある場合、必要に応じ対応措置を判断することを含む。
- (10) 「清掃」とは、汚れを除去すること、汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。
- (11) 「更新」とは、劣化した部位・部材や機器等を新しいものに取り替えることをいう。